

## 最低制限価格算出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、小松市財務規則（昭和58年3月31日規則第12号。以下「財務規則」という。）第104条第1項（第118条において準用する場合を含む。）の規定による工事又は製造（以下「工事等」という。）の請負契約について最低制限価格の算出方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(最低制限価格の算出方法)

第2条 最低制限価格（税抜）（以下「最低制限価格」という。）の算出方法は、次の各号に掲げる額の合計額（千円未満端数切り上げ）とする。なお、スクラップ処分益が計上されている場合は、次の各号に掲げる額の合計額からスクラップ処分益を控除した額（千円未満端数切り上げ）とする。ただし、その額が予定価格（税抜）（以下「予定価格」という。）に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、当該予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（千円未満端数切り捨て）とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（千円未満端数切り上げ）に満たない場合にあっては、当該予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

ただし、建築・設備工事については、直接工事費のうち、10%相当額は現場管理費とみなす。

2 前項の規定にかかわらず、解体工事については有効な入札価格のうち最低の価格から順位を付した第1位から第6位までの6者の平均価格に0.9を乗じた額（千円未満端数切り捨て）とする。

ただし、有効入札者が7者未満の場合は、最低の価格から有効入札者数に0.8を乗じた数を整数で切り上げた数の順位までの者の平均価格に0.9を乗じた額（千円未満端数切り捨て）とする。

3 前各項の規定にかかわらず、特別な工事については10分の7.5から10分の9.2までの範囲内の割合を予定価格に乘じて得た額とする。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年8月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年5月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札及び指名通知を行う指名競争入札について適用する。

附則

この要領は、令和元年5月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札及び指名通知を行う指名競争入札について適用する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。